

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和6年9月4日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 2400256 号
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 2400044 号

第1 結論

請求者のA社（請求期間当時は、B社）における平成16年12月15日の標準賞与額を21万円に訂正することが必要である。

平成16年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和38年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成16年12月

請求期間にA社から支給された賞与に係る記録がないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る「2004年冬期明細書」（以下、「請求期間の明細書」という。）により、請求者は請求期間において、事業主から標準賞与額21万円に見合う賞与の支払を受けていたことが認められるものの、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていないことが確認できる。

以上のことから、請求者のA社における請求期間の標準賞与額を21万円に訂正することが必要である。

また、請求期間の賞与支給日については、請求期間の明細書により平成16年12月15日とすることが妥当である。

なお、上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 2400254 号
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 2400043 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 25 年 4 月 1 日から令和 3 年 8 月 1 日まで

A社に勤務していた請求期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、当時支給されていた給与額と相違している。入社時より毎月、1か月の支給額を分割した2枚の給与明細書を交付されており、社会保険料はこのうち一方の給与明細書においてのみ控除されていた。令和 3 年 4 月分の給与からは給与明細書は 1 枚となつたが、給与額に基づく標準報酬月額となったのは同年 8 月である。現在所持している平成 29 年 12 月分以降の給与明細書を提出するので、請求期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付を行うには、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えていることが必要であるが、請求期間のうち平成 29 年 12 月から令和 3 年 7 月までの期間については、請求者から提出された給与明細書により確認できる各月の給与から控除されている厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

また、請求期間のうち平成 26 年 12 月から平成 29 年 11 月までの期間については、請求者は、給与明細書は所持していないものの、平成 27 年分、平成 28 年分及び平成 29 年分の源泉徴収票を提出しており、当該各年について、オンライン記録の標準報酬月額に基づき、健康保険料及び介護保険料、厚生年金保険料並びに雇用保険料を試算したところ、各年ごとの合計額は上記の各源泉徴収票で確認できる社会保険料等の金額と概ね一致している。

さらに、請求期間のうち平成 25 年 4 月から平成 26 年 11 月までの期間については、請求者は、給与明細書、源泉徴収票等の厚生年金保険料控除額を確認できる資料は所持しておらず、事業主からも当該期間に係る賃金台帳等の資料の提出はない上、ほかに当該期間における厚生

年金保険料控除額について確認できる資料もないことから、当該期間の各月の給与から控除されていた厚生年金保険料額を確認又は推認することができない。

これらを総合的に判断すると、請求者が請求期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。